

柳澤吉保の一面(下)

文學博士 辻 善之助

元祿九年六月七日、黃檗の住持千杲(千默)を招請して、吉保之と筆談して、法要を論じ、其上に問答を所望した、(年録、常應 錄抄)千杲は即非の弟子で、萬福寺の六代の住持である、長崎崇福寺に住した時、天和元年國內饑饉によつて、書籍器具を賣つて、大釜で粥を煮て施與したのを以て有名なる人である、同月二十日にも、亦千杲を招請し、筆談問答して、黃檗門派の弊風を論じ、その廢頹を誡めた、その大意に曰く、近年黃檗門派己躬下の大事を棄て、専ら世諦に趨り、法を街ひ利を射、太だ稱僧の本懐に負く、謾りに權門の名を矯め、外護を以て勢利の囹となし、佛法を以

て貪欲の媒と成す、和上今本山に住し、主法の責多く任重し、請ふ能くこの言を心胸に記し、漸次洗滌淘汰、鞭苔策進、以て祖道を興隆せよと、また曰く、近年黃檗の門派處々禪林、眞參實悟を務めず、謾りに冬爪印子を以て究竟と爲し、嗣法知識と稱する者、群を成し隊を成し、幾數なるを知らず、公には列侯大人を誑し、私には法系優劣を競ふ、其れ殆ど拾名遺實の拂子印可に根せり、今後嗣法謹で其人を擇み、以て法門の弊を新にせよと、千杲は謹でその護法の親切を謝し、その旨を奉すべきを誓ふた、吉保また重ねて曰く、今日の相見世諦の爲にするに非ず、法の爲の故なり、

我敢て情實を吐露せざらんや、右の二件、去年高泉和上東都に來りし時、將さ之を告げんとす、高泉偶疾に罹り、忽々山に還り、不日にして寂せり、是を以て果さず、和上今日本山主法の任重し、是故に告げざるを得ざるのみと、乃ち千呆の求によつて、宗門規條七條を定めて、之を付した、吉保得意の狀がありく見え、この問答は、九州の廣壽山法雲和尚の許に送られた、法雲は之を評して、吉保に送り、大に之を稱揚した、ついでまた長文の一書を寄せて、近時の衲僧速效を求め、付衣付拂の名色に心をかけ、唯利を是れ計り、名位權勢に引接し、然らざるも、たゞ土木衣食の末に屈從して、正宗の寂寥なるを歎じ、吉保がこの禪林の弊風を矯めんが爲めに、千呆に與へたる訓戒を謝し、佛法護持の功をたゞへ、長く法門の金湯たらんことを祝した、この文常應錄抄には、すべて六卷に分つて、註釋を加へてある、

元祿十一年十一月四日、千呆を私第に招いて、筆談問答に及んだ、其筆談の翌日、千呆より送り來つた問答の手寫の内に、一日柳澤保明大護法、延供府第、壁間張掛衍慶二字墨蹟、居士洒指字問云、這軸は無準墨痕、和尚即今與無準眉毛厮結也否、師云……とあつた、この「師云」とあつたのを吉保は難じて、惠む所の昨日の筆談、若し是れ弟子の集錄ならば、師と云ふも則ち妨なし、今和尚の手寫なるに、何に因つてこの師の字を着くるかと詰問に及んだ、千呆の答に、この師の字は、實に語錄に載するの式にして、古より此の如く稱するの例なりと、吉保再び難じて曰く、古來語錄の式に、師云の字を着くることが、豈教を俟たんや、たゞ語錄は皆門人弟子の竊に輯録する所なれば、則ち前難未だ解せず、師更に之を思へど、次に、又千呆の手寫の中に、

諮詢云、和尚、經綸事業不敢問、有○一○人、處世間、不

厭山妻癡頑、不拜佛、不看經、豈禁酒肉、況武門規則
罰罪不赦、臨事殺人[○]不眨眼、敢問此人到這裡如何受用
去、師云、問着山野總不知、進云、與麼、出世不出世
莫是二否、師云、一也不立、何處有二、進云、衍慶與
萬福、是同是別、師云、這裡是什麼所在、說同說別、
便一喝、進云、與麼釋迦不出世、達磨不西來、爲甚說
佛法遍天下、談玄口不開、……

とあつた、これに對して、吉保の詰難に、この語
の内諮詢云和尚、この和尚の二字は、席上の筆語
にはもと無かりし所なり、師草々に讀過し、誤つ
て下文に屬したるかど、千呆答へて、此二字之を
除くを妙となすと、おとなしく之に従うた、次に
經綸事業不敢問、有一人、とあるを難じて、この
有一人の三字は須く除き去るべしといふのを、千
呆答へて、有一人の意は、大丈夫の事也、等閑に
いひたるにはあらず、天上人間只一人底の一人と
いふ意なりと云ふ、吉保は更に難じて、有一人の

三字は、席上筆語にはもと寫さるる所、次の處世
問の三字を以て、問話の理全く備はり、更に一字
を添ふるを容さずと詰めよせた、次に、敢問此人
到這裡如何受用去の敢問此人の四字は、また須く
除却すべし、もとは和尚の二字ありしが、その如
くに作つて可なり、席上の筆語は、和尚在這裡如
何受用と問ひしなり、和尚の轉身自在を問ひしな
り、別に一人を設けて、其人の受用を問ふにあら
ず、席上の話にはなきことを、前には有一人とい
ふ字を添へ、こゝには敢問此人といふ字を加ふれ
ば、意味相違するなり、和尚の受用を問ふといふ
にあらずば、下の出世不出世等の問話と相應せざ
るなりと難じた、千呆答へて、敢問此人四字、不
妨除之、用和尚二字可也と、また之に従うた、更
に次に、爲甚說佛法遍天下、談玄口不開とある、
爲甚說の三字は、須く除却すべし、蛇足を添ふる
を喜ばずと難じた、答へていふ、此四句は、古語

なれども、時に臨んで用うるに便す、則ち爲甚説の三字を添ふるも亦妨げず、また之を除くも妨げずと、以上は千杲が送り來つた手寫に付箋し、更に千杲が之に付箋して、辯難往復數回を重ねたものである、その往復の度毎に、添へた書束數通すべて常應錄鈔に收めてある、右の中吉保の難に對して、千杲は大抵は之を容認して、その意見に従うたが、たゞ師云の二字のみについては、容易に従はなかつた、吉保乃ち更に書束を送つて之を迫り、

其淨書、侍者の手に成りたりとせば、即ち師云の字を着くるも亦宜なり、然れども記憶するに、先年筆語に老師の答語に、始めは「師云山僧今日不着便」三手書せられしを以て、僕使を遣して之を扣かしむ、師點頭して、速に「山僧云野人今日不着便」と改書せられたり、今現に之を手篋に藏せり、今日亦豈老師を瞞するの意あらんや、切に師をして、他人の齒牙に掛けしむるを恐るゝ也、本邦振古、文學を崇重す、正に今才士朝に

盈ち、唐朝全盛の時十八學士登瀛州の數に備はりしに恥ぢず、方外の龍象また其人に乏しからず、尋常其杜撰胡亂苟且兩辨なる者を觀ば、則必群集して之を笑はん、謂ふこと勿れ、秦に人無しと、糞くは、平心氷鑿せよ。

と、千杲は尙従はず、たゞ其厚意を謝し、さきの手書草稿並に往復貼紙を焼却し、侍者をして之を寫さしめて送つた、而して「師云」はもとのまゝにしておいた、吉保は更に手束を以て之を難じ、

故に侍子をして謄寫せしめ、以て強ひて「師云」の字を全うせしむ、何ぞ其の己れを棄て、人に従ふに吝なるや、而して先年の所爲に異なるや、敢て乞ふ、初の手書に隨うて以て之を恵め。

と、遂に強ひて「師云」の二字を改めしめた、十一日千杲は、手寫改書して之を贈つた、その文は、即常應錄鈔に收むる所のものである、吉保がつひに千杲を屈服せしめたのは、心中はやく千杲を飲

んでかゝり、暗にその兇を見すかしたたによるのであらう、然しながら、瑣々たる語句の揚足を執へて、悉く己れに従はしめ、「師云」の二字について

は、幕府に於ける文學の士濟々たるを誇りて、笑を人取るなどいふなどは、流石にお大名式たるを免れぬのである。而かもこの論難數次の往復はたゞこれ文字上の末枝のみ、この論難を繰りかへしたるさへ如何はしきに、更にこの往復の文を、麗々とその語録に收め、剩へその註釋まで自らつけたのは、これ果して何の心であるか、吉保が悟得といふのも、その底が見えすいたのである、常應錄卷五の鈔は、四卷に分れて居る。その四卷はさきの千呆との筆談を廣壽山の法雲和尚に示し、法雲之に評唱を加へ、名けて格外手談といひ、更に跋語を添へたものである、以て吉保が千呆との筆談に得意満面であつたことが見える、之を自ら語録に收め、その註釋を自ら書き加へて、以てそ

の満足を味はんとするなどは、お大名ならではできぬわざであらう。

扱、上來屢々引合に出した常應錄鈔は、前にものべた如く、吉保自らの編輯にかゝるものであるが、その出來上つたのは寶永二年の頃であつた、是より先き、吉保は、洞天、雲巖、碩秀、普濟、高泉、法雲、千呆等諸師との往來書翰法語積んで卷軸を成して居たが、ある年の火災に罹つて失せたよつて、元祿十六年の夏、菰生徂徠、小田清右衛門政府、田中清太夫省吾等をして、その殘簡を拾ひ集めて、機縁問答三卷往來文翰三卷合せて六卷と成し、七月十一日に出來上つた、これが恐らく常應錄のもとなつたものであらう。(年錄)ついで吉保の禪錄編著の業成り、その書名勅題を仙洞即靈元法皇に願ひ奉つた、寶永二年七月朔、正親町公通(即吉保の妾町子の兄)より仙洞御許しあらせられた旨の報知があつた、尙序又は跋を願た

き旨を内願しておいたについては、尙御機嫌を窺ひ申上ぐべしとのことであつた、同年八月十三日を以て、書名護法常應錄と賜はつた、護法は佛法を護持するの意、常應は須彌山不變常應一切事といへる吉保が須彌山の公案についての見解の詞より出たのである、九月十二日に、公通よりの報に序の儀言上致したるに、御辭退あらせられ度候へ共、禪錄修行御感に就て、御領掌被遊といふことであつた、十二月十三日に、公通より十一月三十日付の書簡到來し、護法常應錄の仙洞の序文を賜はつた旨の報知があつた、此日吉保書を公通に送りて、御製序文を賜りたる恩を謝し奉つた、ついで物を獻じて之を謝し奉つた、同三年二月十六日勅題勅序を賜はりしを謝する爲めの上表を、公通に送りて奏達を乞ひ、三月二日には、常應錄一部七冊並に同鈔一部三十三冊を公通に送つて、仙洞御所の叡覽に入れ奉らんことを請うた、四月四日

公通より奉書到來、上表並に常應錄鈔を仙洞の叡覽あらせられし由を報せられた、謝表については文章明備、意趣不凡、御感不斜、右之趣宜申達之旨、仙洞御氣色候とあつた、吉保の滿悅想ひやられる、四月より七月に互つて、龍興寺、月桂寺、妙心寺、黄檗悅山、日光門跡公辨親王、金地院、東北寺、相國寺、佛國寺等へ、各勅賜護法常應錄鈔三十三冊と、之に吉保の妾で故人となつてゐた橘染子の語録「故紙錄」二冊を添へて、それ〴〵寄附した、相國寺からは、山内諸老の謝詩六篇を贈り來つた、乃ち其韻を次で之に答へた、妙心寺寧山からは、護法常應錄藏山記を送り來つた、黄檗悅山の謝狀には、貴語録永く山門に鎮して、萬古光輝、如來の大藏經と流轉せば、眞に慶幸なりとあつた、吉保之に答へて、常應錄永く寶庫に留めて、如來大藏經と同一流轉せんと、眞に不佞の慶幸なり、獨り天語にいへるあり、釋迦彌勒亦是れ

箇の能く立志底の凡夫耳と、因に此に之を言ふ、同藏亦分なきに非ず、敢て大膽に非ずと、天語云々といふのは、勅序に、釋迦彌勒初長する所無し只是れ箇の能く志願を立つる底の凡夫耳とあるをいふのである、悦山の謝狀のお世辭もさることながら、之を眞に受けて、勅序まで引合に出したの

は、如何にもお芽出たいことである。(年録)

常應錄鈔は、初め吉保の妾橘染子が、吉保と同じく雲巖に參じ、東山の演師祖の釋迦彌勒猶是他奴、且道他是阿誰といへる公案を授り、頗る省悟する所あり、嘗て吉保の禪錄を譯せんとして果さずして歿したので、吉保自らその業を了へ、即ち染子の故紙録と共に、之を諸寺に奉納したのである、(常應錄鈔序)その鈔といふものも、随分甘つたるいもので、且つその一卷といふものも大袈裟なもので、一例を擧ぐれば、卷一に吉保の發心したことから竺道の公案を授かりたるとき、竺道の

手書公案と、之についての垂示と、合せて六十一字についての訓釋を以て一卷としてゐるのである、三十三卷大抵この類で、こゝにも亦遺憾なく、お大名風を發揮して居る、この鈔を作るについては家臣並に僧侶の御手傳のあつたことは勿論で、その徴證とも見るべきものは、荻生徂徠の家傳に、徂徠は元祿九年八月二十二日に初めて柳澤家に仕へ、月俸十五人口を給せられ、その後累加せられ寶永三年四月十七日に、勅序護法常應錄の功によつて、五十石加増、四百石になつたといふことがある、(甲斐少將吉保朝臣實紀卷二十)龍興寺所藏慈雲山廻祖傳の内、東水全律の傳に、常應錄及故紙録を校合することが見える、また龍興寺文書に吉保が常應錄鈔の校閱を頼んだ自筆書狀がある。

兼日令約諾候護法常應錄之抄、先十二冊爲持越申候、岱首座御見せ、惡敷所も候は、能様御相談願存候、岱首座へ六ヶ敷候半ミ、以愚書も不申候、段々此末出

來次第越可申候。

以上

九月朔日 甲斐少將

龍興寺

この外に、

九月七日付を以て、常應錄七冊を送り、

同十三日付 同 五冊

同十五日付 同 五冊

同十八日付 同 五冊

同二十日付 同 五冊

同廿三日付 同 五冊

同廿五日付 同 三冊

十月三日付 同 五冊

同 六日付 同 五冊

同 九日付 同 五冊

を送つた吉保自筆の書状がある、以上合計六十二冊となるが、常應錄鈔はすべて三十三卷であるから、右の冊といふのは分冊で、鈔の寫の出來上り

次第に若干枚づゝ龍興寺に送つて校閲を請うたものと見える、かやうにお手傳の多くかゝつて出來たものでも、吉保にとつては頗る得意のものであつたに相違ない、乃ち勅題勅序を奏請し、寺々所々に寄附するなど、仰山なことをして喜んだのである、こゝに吉保が己れの禪錄に、勅題勅序を仰いだことを以て、奢侈の餘りに出た事として、之を非難する説がある、即ち藩翰譜續編に「その寵遇をたのみて、又奢侈なる事もありけるにや、禪法をこのみて、みつから三十三冊の書をあらはし東山院御製の序を申請て勅賜護法常應錄鈔と題して、名山に納め」云々とある、(東山院とあるは誤)然し乍ら、これは吉保の妾正親町町子のもした松蔭日記にもある如く、書名に勅撰を請ひ御製の序を戴かば、天下後世、其勅題及勅序を畏み、其書の千載の後に遺らんとの考より請ひ奉つたことで、あながち奢侈僭上といふにもあたるまい、た

いその勅題勅序によつて光榮を銜はんとする所に吉保の禪機の底が見すかされるのである。

翻て吉保の文學について見るに、これには相應の造詣をもつてゐたらしい、その召抱の儒者の中には、荻生徂徠を始め、服部南郭、細井知愼、安藤東野、志村楨幹等あり、國學者としては北村季吟の如きあり、吉保自ら古今集の傳授を受け、また名所百首の和歌を詠して、靈元法皇の勅點を賜はつたこともある、詩歌の嗜好は頗る深かつたのである、元祿十二年三月十九日、金地院前任普濟禪師の三回忌には、詩を作つて追思の情を抒べ、五山の諸長老之に和韻するもの四十八人であつた同十六年、龍興寺雲巖和尚歿後百ヶ日に當り、龍興寺に參詣して、偈一首を呈した、この他先祖の忌日、供養の祭文とか、または福聚寺法雲、佛國寺大仙、月桂寺碩秀、黃檗悅山等との詩偈の贈答、書翰の往復等、樂只堂年録に載する所甚多く、到

底數ふるに違ないほどである、寶永元年十二月、

素書國字解六卷を選した、素書とは即黃石公の三略である、吉保家に源廷尉筆する所の素書一卷を藏してゐた、之を嫡子吉里に授け、また其意を註釋し、自序自跋をつけた、同三年十一月には、之を將軍世子家宣に進獻した、この著作には、勿論詩偈にも書翰にも、恐らく家臣の添削が加はつたことではあらうが、然しながら、とにかく之を草するだけに相應の力は備へてゐたことは認めねばならぬ、吉保はまたよく唐音を解した、元祿十六年二月十三日、將軍御成の時、吉保の儒臣鞍岡元昌が、大學の小序を唐音で進講した、荻生徂徠が通辨の役をつとめた、畢つて唐音の間答數返に及んだ、寶永二年二月五日、將軍御成の時にも、志村楨幹荻生徂徠等十三人が、中の字を唐音で議論した、寶永五年三月二十四日、黃檗の悅峯が登城し、唐音を以て問答し、通辨の日本僧が之を解釋

した、この通便を俟たずして、其問答の大意を知

た、その問答は、

るものは、たゞ吉保一人のみであつた、是れ吉保

負荷龍象與護法居士那箇尊、

は、悅峯其他黃檗山の僧と禪を談するに、通辨な

答 分身兩處看、

くして、筆談のみでは十分に解し難く、隔靴搔痒

與塵則單提祖道一句作塵生、

の嫌あるにより、かねてより元長崎通詞の鞍岡元

答 但願人人作祖、個々成佛、

昌が菽生徂徠の門に入つたので、之を召して通辨

却知恩有分、

とし、また家臣の内にも、之について唐音を學ぶ

答 明眼人難瞞、

もの少からず、徂徠も亦元昌に唐音を質問したと

呈傷云

いふことが、談園雜話にある、尙同じく家臣の例

方外交情真可嘉、一任問話錯也錯

にあつた岡島援之も唐音を善くした、かやうなわ

止々我法妙難思、常說牆壁與瓦礫

けで、吉保は稍唐音に通じ、黃檗僧の問答の如き

全透居士拜

も、其大意を知ることができたのである、(年録吉

和韻

保朝臣實紀十四、三十一、五十九)

心性光輝事々嘉、陰陽燧理毫無錯

この詩文の素養と、禪學の嗜好とは、吉保をし

君侯字々扣圭璋、山衲言々當瓦礫

て、そのお大名風を發揮せしむるに十分であつた

寶永二年乙酉五月二十三日

寶永二年五月二十三日、黃檗の悅山の參府した時

黃檗悅山書 ㊦㊦

吉保は私亭に於て之を供養し、問答諸偈を贈答し

句中護法居士は吉保自らをいひ、全透居士は吉保

の法名である、この問答の原本、今に黄檗山萬福寺に藏せられてあるが、よほどの大巻で、幅一尺九寸五分、全長凡五丈六尺、その大巻に、一行大抵僅に二字を記すのみ、一字の大きさ方一尺に及ぶ、そして吉保の問、並に偈は、吉保の自筆でなく、恐らくは安藤東野の代筆であるらしい、(その筆蹟は之を黄檗真光院所藏の藤煥圖即安藤東野の書狀、並に孔子二千四百年祭紀念儒家筆蹟寫真帖所收萩野博士所藏安藤東野筆蹟等と同筆意である)この問答の如きは、恐らく吉保一己の胸中より出たものであらう、吉保は蓋し之に得意であつたと見える、そこで之を筆寫せしめ、而かもかの大文字に寫して喜んでゐたのである、是に至つては吉保の禪機といふも、たゞに禪を弄びて翰墨の遊戲三昧に耽つたといふべきのみならず、或は寧ろ稚氣満々たるものありといふべきものであらう。

吉保は、晩年には、黄檗の悦峯道章と交りが深かつた、寶永五年三月朔日、吉保悦峯を駒込の別墅に請じた、翌日また來つて筆談した、其筆談一卷田中省吾をして書せしめたものが、黄檗山に藏せられてある、その文、

吉保悦峯筆談

(吉保)

大和尚這回東下之後、喜不自勝、昨日辱卸法駕於別墅之後、其喜大倍於前、何以如是、不佞以爲古佛示現

也。

(道章)

章叨閣下厚德、每思無可報酬、今又留寓貴館、如登仙境、銘佩不一、又衲深慚謫陋靡稱道器、諱以古佛示現、何敢當也。

(吉保)

當以寓居、直爲巖山寢室、是不佞願也。

(道章)

衲喻似將鳳林授以鶴栖、松筠之外、藤蘿亦遂其歡、日爲修懺、以答殊恩、尙未至謝、今又反蒙閣下光顧、衲心未安、所喜者裴公美不是過矣、張無盡何以加焉。

(吉保)

家臣等平常勤仕、夙夜不懈、今幸因請大和尚、渠等大獲植福、更冀莫煩道慮。

(道章) 特爲稱故、勞動諸位、近臣精誠、辨供朝夕、種々如意

及爲倍侍、山水怡情、甚生感念。

(吉保)

今日不佞更欲叙話、然適公未食、將入六義館、且次子

母亦賞春於吟花亭上、是亦不僭、大和尚同往、次子母

頻參見、他日本衛内、使渠遂素願。

(道章)

今日閣下正宜緩帶輕裘、退公自食、因有賞春、公子稱

今不敢奉陪、客後特登臺府、以謝厚意、那時相見未晚

也。

(吉保)

及回錫日送行、復蒙諭傳來、有上旨、向後黃檗住持皆

唐僧住的、不必寫出日本僧來、今不佞親傳語也、囑々

甲陽藩主戊子三月朔日、招請黃檗悅老和尚於武陵酌

籠別墅、其明來過筆語、即命侍臣田省吾書之。

回 回

右の筆談に添へて、書簡一道、同じく田中省吾

の代筆にかゝるもの、文に曰く、

家臣省吾回捧一卷展閱、茲審大和尚日修懺法、以祐闔

家、讚至於茲、感喜交集、且承登山臨水、大怡道意、

不佞紛冗、雖不從遊、眞大圓鏡中眉毛厮結者也、還想、

本月下旬顯然回錫瑞聖、豈堪瞻望之至、不覺悵然、明後九日、當叩寓屋、立譚在邇、喜躍無聲不乙、

悅老和尚

榻下

透 叟

吉保

この筆談なり書翰なり、すべて吉保自作であらうけれども、之をわざ／＼家臣をして寫さしめ、

その由來を記して、その紙尾に麗々しく印を捺さ

しめ、更にその寺に寄せたに至つては、其銜氣も

また甚しといふべきである。

寶永五年三月二十八日、この頃、悅峯江戸にあ

り、上已遊水分石の詩を送り來つた、吉保之に次

韵した。

次韵

悅峯和尚水分石上佳作

道人到處自高風、岸上桃花映水紅

丘岳林泉多少景、總收碧眼一望中

透 叟

この詩の幅は、今に黄檗真光院に藏して居る。

四月二日には吉保から悦峯に詩を贈り、悦峯が之に次韻した、この吉保の詩幅も、亦今に真光院にある、

駒籠別墅贈

悦老和尚

日暖清池靜、風和好鳥吟、

無上乘上曲、古佛不生心、

透 叟

四月十七日悦峯の歸るを送るの詩あり。

送悦老和尚

泉石五句興、紅花作綠蔭、

回眸將告別、誰識此時心、

甲斐透叟

これも真光院に藏せられる、真光院は、吉保の夫人曾雌氏の菩提寺である、そこには、尙吉保並にその家臣菰生徂徠、田中省吾、藤煥圖（安藤東

野)平手定該、小田政府、菰田重守、中澤藤左衛

門、的場政勝等より悦峯に宛てた書狀約四十通を

藏して居る、悦峯と柳澤家との親密であつたこと

が知られる、寶永五年十二月、悦峯より書到り、

吉保が自分の菩提の爲めに、甲府に創建した永慶

寺の祝國開堂のことを囑せられたことを謝し、偈

を呈した、吉保復書して、之に次韻した、慈福の

悦山よりもまた書を以て、永慶寺に開山として悦

峯を請せられたことを謝し來つた、吉保之に答書

した、その中にいへる「忽承、老和尚隨喜不淺、

廻知我請我、我赴我、而我喜我、總是不關別人事

故不願傍觀者笑」の句の如きは、恐らく儒臣の御

手傳では出來ないものであらう、寶永六年四月二

十一日、悦峯より書簡到來して、先きに將軍綱吉

薨去の爲め參府してゐたが、その後恙なく歸山し

たことを告げて來たのに答へて、「這回相見本非好

因縁、然而憑此大竭、肺肝藥石相惠、豈非不佞甚

大幸哉、嗣後不佞與老師、俱爲清閑世界人、逍遙乎塵之外、不亦快極乎」とのべて、隱居の意をもらした、同六月三日、また悦峯に書を贈りて、隱居を告げた、その文中に、「及秋季、梵從東降時、

將見蕭然一在家比丘、相迎笑于駒籠泉樾間者、不復舊時左少將哉、」とある、其悠悠閑寂を樂まんとする處、また多少禪味の掬すべきものあるを思はしむる、(年錄)同年九月十五日、悦峯は將軍代始參賀の爲めに參府し、この日より、駒込の別墅に逗留した、吉保は入道して世塵を避けんと欲し、悦峯に請うて、六義園中六義館に授戒の法筵を開き悦峯を導師として修法を受け、前に雲巖より授かつた法號機關全透居士を改めて、保山元養といひ夫人曾雌氏も共に授戒して、法號を眞光院と稱した。(源公實錄)

こゝに吉保の信仰について附説しておくべき一事がある、それは眞光院に勸修作福念佛圖説といふ

ものが二幅ある、中央に彌陀三尊あり、其周圍に念佛の圖説傳大師の説等を記し圖説の周圍に、五色を以て圈を連ねて、幾段にも割してある、其下段に、

此圖於震旦行世已久矣、至太清康熙年中、奉旨頒行天下、普勸化念佛、以日國未有此圖、今鐫刻流通、令天下人念佛修福、同生淨土、則利益無量焉、念佛千聲、填一圏、白黃紅青黑、可填五次、

寶永甲申重陽 支那獨湛瑩識

此圖流通逐年彌盛、但以今年唐紙甚貴、改刻圖説、易以和紙、蓋便於印施、勿恠。

寶永己丑冬日獅子谷老人書

獅子谷社印施總
計廿一萬八千張

とあり、獅子谷は獨湛の隱居所である、中央三尊の下に蓮座があつて、蓮座と彌陀との間の空處に一幅には念佛弟子保山と書き、他の一幅には、念

佛弟子定子とある、定子は吉保夫人である、各幅とも裏書があり、一幅には、

念佛百萬、專依圖式、填其數畢、今裝成一幀、以審眞光院中爾、正徳癸巳之春 前甲斐藩主羽林次將源吉保他の一幅には、

稱名百萬遍、遶圖說、滿其數、卽鎮眞光禪院、

正徳癸巳仲秋 前甲斐藩主松平吉保室人曾雌氏

とある、吉保夫婦が、當時流行の念佛禪に深く歸入してゐた様子が知られる。

以上説く所を以て、吉保が禪における修養の程度はほぼ察することができやう、その誠實に眞摯に信仰を求め、悟道に入らんとする志ありしことは知られるのであり、またその禪機も相應に見るべきものがあつたらしいのであるが、惜むらくは尙街氣に富み、且つお大名氣質の抜くべからざるものがある、是によつて、吉保を禪學の造詣深く大器量人であるとするには、未だく、遠い隔りが

ある。

さてまた、翻て、吉保を他の方面より觀察するに、彼が謹直誠實の人であつたことは、各般の事實が證明する所である、吉保は、初めは文字を以て將軍の寵を受けたのであつたが、その慧敏にして、而かも沈着なることは、はやく貞享元年大老堀田正俊が、稻葉石見守正休に刺された時に、牧野備後守成貞が帶劔のまゝ將軍に言上せんとして奥へ入らうとしたのを抑へて放さず、その劔を脱するに及んで、始めて放したといふ一事によつて顯はれたのである、(槐記續編、吉保朝臣實紀十四) 延寶八年、二十三歳にして、御小納戸役を勤めてより、毎夜宿直して自邸にあること極めて稀に、元祿三年に隔日となつた、その精勵恪勤は想ひやられる、寶永二年七月十三日、三ヶ條の願を出した、即一、城中番人が吉保登城通過の時、下座するを止めたきこと、二、諸大名より用向の書狀は

松平輝貞限りにて計はしめられたきこと。三、諸大名より端午、重陽、歳暮、又は參勤、繼目、隠居等、總じて幕府へ御禮を申上ぐる爲の祝儀物を同時に吉保に贈るを止められたきこと、この三ヶ條の願は、聽き届けられた、この願は、實に吉保の虧滿就謙の意を存するに由るといふのであるがこれを以ても、その謙抑にして、誠實なる様子が察せられる。

その生活の如きも、案外に儉素であつて、門松の飾の如きも、あまり目立たぬやうに小さくせしめたといふ話も傳はつて居り、すべて物事内輪にすべしと命じたといふことが、源公實錄に見える其父母に事へて孝養を盡すことは、宛も將軍綱吉が、其母桂昌院に事ふるに似て居る、吉保嫡母ははやく亡くなつたので、その後實母を迎へて厚く之に奉じた、また家臣にも誠めて、その親々に孝行を致さしめた、嘗てその世子吉里の室酒井氏に

語つていふことに、子といふものは類もあり、また後にもできるものなれども、親と申すものは又といふことなきものであるから、随分御父(即酒井勘解由忠舉)に孝行を盡されよ、唐日本にも、孝心を第一に致すことは、天の冥加に叶ふことなりといふことであると、度々話したので、酒井氏も殊に有り難く感じたといふ話がある、(源公實錄)これらの話でもつて見ても、吉保は寧ろ誠實の人であつたらしい、平生その家中のものを誠めて、上下の輩禮儀を正しくし、苟且にも他に對し傲慢の振舞あるべからず、必禮讓を守るべし、臣下の風俗を以て、其主の意向を察せらるゝものなれば、愼まなければならぬといひ、また道路は、天下の大道にして、貴賤の別なく、互に譲り合ふべきものである、今吉保が權職にありとて、大道狹しと鹵簿を張りて、他人の往還を妨ぐるやうの事あるべからずと諭し、また平生言語を愼しむ、

臣下を呼ぶにも、言卑しく喚ぶことなく、其家に燕居するに當りても、膝をくづすことなく、端座し、酒は天性下戸であるによつて、一滴も飲まず毎日の食事も、随分粗菜で、好みといふものもなく衣服の如きも、目立つものは服せず、その權職となつてからは、城中に於て行きかひの時、諸役人に一目でわかるやうに、麻上下裏付上下共、榮色の小紋染を着けたのは、他人に無禮の過ちなからしめん爲めの用意であつたといふ、(源公實錄、吉保朝臣實紀十四)その訓諭にかゝる「樂只、堂家訓」等を見ても、その平日謙遜を守り、謹直誠實であつたことが知られるのである、その收斂の臣でなかつたことは、甲州より大和郡山へ所替の時、領中の民が米を殘らず納めた、何處に於ても所替の時には、百姓は上納を怠り滞り勝になるものであるのに、吉保は平生慈悲深き故に、年貢の徴收にも、百姓の難儀にならぬやう、非道の事なきやう

に、無理押のなきやうに、毛見の節にも、百姓等の物入なきやうにと、郡交代官を戒めるによつて役人共も心附厚く、爲めにかくの如く滞納しないのであると、その頃城中で噂したといふ、(源公實錄)

吉保の家計が、案外にも不如意であつたことは甲州へ入部の時であつたか、その家臣に此度その方も入用の多い事であらうから、手支もあらう、ついでには金百兩を給するから、そのつもりで支度せよと申渡した、さて出發前になつて、金を渡されたのを見れば、金二百兩あつたので、其家臣は最初は百兩といはれたのを、餘計に給せられて、却て迷惑する由をのべた處、否實は初から二百兩を給するつもりであつたけれども、内輪に準備するやうにと思ひ、わざと百兩といふたのである、然し自分の如きも、勝手は不如意である、其方も大身になれば、それに隨うて物入も多く、小身の

時よりも結句不勝手になるものであるから、そのつもりにせよと諭したといふ、(源公實錄)又吉保に、多くの蓄財のなかつた事は、市ヶ谷月桂寺より、佛殿建立のことを、柳澤家へ願出たのに對して、家老よりの返事に、願の趣はまことに尤でもあり、建てたいことは建てたいのであるが、先般隱居願を出したので、許され次第、下屋敷へ引込まねばならぬが、大分借金もあり、今の所では才覺もなり難いによつて、願の通隱居仰付けられても當年中は下屋敷へ引込む事もできまいと思ふ、かやうなわけで、佛殿建立のことは、かねて吉保も願ふ所であるけれども、心底に任さず、氣の毒のことながら致方もないといふことであつた、(月桂寺文書)

また甲斐少將吉保朝臣實紀によれば、吉保から家老柳澤市正重守への直書中に、月桂寺の堂の事は、駿府の殘木もあれば入用はご貰ひ、金子は自

分のさしがへの道具を賣り拂うてなりとも、當九月中に建てたいものである、世間では駿府に入用の多い上に、又かやうなる事をして、金持だといふかも知れぬが、貧乏者といはれるよりは、ましである、我等親の菩提の爲め、九月は二十七年忌に當るから、世上の取沙汰などにはかまひなく、親への孝行の爲めであるから、何卒成就したいものであるといふ意味をかいてやつて居る。駿府といふのは、駿府城修築の手傳でも命せられたことをいふのであらう、これ等でもつて見ても、其權勢に任せて、賄賂を納め、財を積んだなどといふことは、全く無かつたことが知られる。

その將軍綱吉に對する態度についても、源公實錄によれば、吉保は綱吉に向つて諫むべきことあれば、其機嫌を伺ひ幾たびも袖に縋りて諫める、先年牧野備後守は、三度諫めて用ひられざる時はもう致方なし、「其上は御上と一體よ」と申された

ることがあるが、自分はさうでない、幾度でも聴きいれられるまでは諫めるのであると話したといふことである、されば決して綱吉に阿諛迎合したのではなくて、之を諫諍するだけの誠實はあつたのである、たゞ誠實なるものはあつたにしても、政治上の大問題について、その是非善惡を辨別し、國家の利害、人民の休戚について、深く謀り遠く慮るといふ大器量に乏しいにおいては、その誠實なるものも、さほど用に立たないことゝなる。

要するに、吉保は世間に傳ふるが如き、貪婪奸佞の邪臣にはあらず、またもとより大なる野心家でもない、さればとて、身を以て國家の重きに任じ、大なる經綸を有するといふ政治家でもなかつた、畢竟大なる罪もなく、大なる功もあつたのではない、公には將軍の忠實なる侍臣として、私には文藝及宗教に相當の趣味を有してゐたお大名氣

質の常の人であつたのである。彼に對して政治上の責任を負はしむるは、寧ろ酷に失すると共に、また彼を買ひかぶつたものといはねばならぬ。吉保を論ずるには、尙將軍綱吉の性格と、その環境當時政界の事情を詳にせなければならぬ、今はたゞ吉保の信仰の一面より之を觀察したのみのことである。